

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

電話網移行円滑化委員会

第8回会合 議事録（平成23年12月15日）

1. 日 時： 平成23年12月15日（木） 17:00 － 18:35
2. 場 所： 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者： （委員）  
東海主査、相田主査代理、石井委員、井手委員、長田委員  
（総務省）  
原口電気通信事業部長、安藤総務課長、古市事業政策課長、  
二宮料金サービス課長、齋藤データ通信課長、  
野崎電気通信技術システム課長、中沢番号企画室長、  
木村事業政策課調査官、大村料金サービス課企画官、  
山路電気通信技術システム課企画官、富岡事業政策課課長補佐、  
大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、  
東川番号企画室課長補佐
4. 議 題： （1）答申（案）について  
（2）その他

○東海主査　それでは、委員もおそろいでいらっしゃいますし、ほぼ定刻でございますので、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第8回の会合を開催させていただきます。

前回の会合で取りまとめをさせていただきました報告書（案）は、去る11月1日に開催をされました電気通信事業政策部会において、答申（案）として取りまとめられ、公表の上、約1カ月の間意見募集をいたしました。本日は、意見募集で寄せられました意見に対する考え方及びこれを踏まえた答申（案）の修正案について審議を行ってまいりたいと思っております。本日が、この委員会の最終的な整理とお考えいただければと思っております。

それでは早速、事務局より、意見募集で寄せられた意見に対する考え方及びこれを踏まえた答申（案）の修正案について、説明をお願いしたいと思います。

○大内課長補佐　それでは、まずお手持ちの資料の確認でございますけれども、資料8-1といたしまして、答申（案）の修正案をお配りしております。続きまして、8-2といたしまして、先ほど主査からご紹介のありました意見募集で寄せられた意見及びそれに対する考え方の案でございます。資料8-3といたしまして参考資料、これは内容的には従前のものと変わりございません。

まず、8-1をご覧いただければと思いますが、答申（案）のうち、電話網移行円滑化委員会に関連する部分といたしましては、第I編がそれに相当してございます。まずこの2ページ目をお開けいただければと思います。修正履歴の形でお示ししておりますけれども、電気通信事業政策部会のご審議、またはパブリックコメントを踏まえた修正の箇所が全体で大きく3カ所ございますので、そちらをご紹介したいと思います。

まず、2ページ目から3ページ目にかけては、「はじめに」の部分でございますが、NTT東西による概括的展望をご紹介している件でございます。東海主査からのご示唆もございまして、簡素化、中立化の観点から、より簡略化した表現に直してございます。ご確認いただければと思います。続きまして、3ページ目の下から4ページ目にかけては、これまでそれぞれ1行ずつの目次という形で記してございましたが、電気通信事業政策部会における委員のご指摘等も踏まえまして、より分かりやすくする観点から、それぞれ4から5行程度の問題意識をそれぞれ書き下しているところでございます。本審議とは直接関係ございませんけれども、競争政策委員会に関連する61ページにおける概要においても、同様の修正を施しているところでございます。

もう1カ所の修正としましては、21ページにパブリックコメントを踏まえた修正がございまして、こちらは、これからパブリックコメントを踏まえた考え方を紹介する中で触れさせていただきたいと思っております。

以上が修正の箇所でございます。続きまして事務局から、8-2、意見及びそれに対する考え方（案）につきましてご説明を差し上げたいと思っております。

資料8-2をご覧いただければ、まず1ページ目、総論的意見ということで、答申（案）全体に関わるご意見をいただいております。以下、左側にいただいたご意見を示しておりますが、灰色の部分がその概要になりますので、主にこの部分をご覧いただきながら、右側の欄に示す、それに対する本審議会としての考え方をご覧いただければと思います。

まず意見1-1でございますが、NTT持株東西からの意見です。今後の競争政策の

立案に当たっては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制を見直し、IP・ブロードバンドの規制は最小限のものにとどめるといった政策転換を図るべきとの意見でございます。これに対する考え方ですが、3段落目以下、電気通信市場における公正競争環境の担保による事業者間競争の活性化は、利用者の利便を向上させるものであり、指定電気通信設備制度やNTT等に係る累次の公正競争要件を中心とした競争ルールは重要なルールを果たしてきたところである。今後とも、競争ルールの不断の見直しを行うことにより、公正競争環境を整備していくことが必要であるとしております。

続きまして、ページが飛びますが、5ページ目をご覧ください。意見1-2としまして、こちらはソフトバンクグループからの意見です。NTT東西の概括的展望をベースにした議論にとどまり、真に移行を促進する内容となっていない。具体的な政策の策定に至っていないとの意見でございます。これにつきまして、NTT東西の概括的展望については、答申（案）に示したとおり、さまざまな観点を踏まえつつ検討を行ったものであり、2012年以降も適切なタイミングでフォローアップを行うこととしている。したがって、ご指摘のような概括的展望をベースにした議論に止まっているものではなく、特定の予断をもって検討しているものではない。また、本答申（案）は円滑な移行の在り方及び競争政策の在り方に関し、あるべき方向性について検討を行ったものであり、今後、総務省等において、具体的なルールの見直し等に向けて速やかな対応を行っていくことが適当であるとしております。

続きまして6ページ目、意見1-3でございます。こちらはKDDIからの意見ですが、設備競争を損なわないよう留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせ、競争政策を進めていくことが必要、NTT東西からのより具体的な情報開示やPDCAサイクルを回すことが重要であるとのご意見です。これに対する考え方ですが、3行目以下、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争と、インフラを利用して事業を展開する事業者を含めたサービス競争のバランスをとりながら、具体的な方策を検討することが常に必要である。今後、競争政策等の実効性を確保するために、PDCAサイクルを回すことの重要性については答申（案）に示したとおりであり、2012年以降、適切なタイミングでフォローアップを行うこととしている。NTT東西からの情報開示については、可能な限り早い段階から具体的な移行計画を示すことにより、7ページでございますが、予見性・透明性を確保していくことが求められるとしており

ます。

ページをおめくりいただきまして、第 I 編 電話網から I P 網への円滑な移行の在り方についてに対する意見の総論の部分でございます。意見 2-1、ジェイコムグループからの意見でございますが、NTT 東西は、計画の詳細を公表し、すべての事業者と協議を行うべき。利用者、接続事業者が追加負担を行うことなくサービスを継続する環境を実現すべきとの意見でございます。基本的には賛成の意見として承った上で、また答申（案）に示したとおり、関係者が過度の追加的負担なく、コア網の移行に対応できるようにすることが必要であるとしております。

続きまして、意見 2-2 でございますが、競争基盤の提供を継続すべきとのフュージョン・コミュニケーションズからのご意見ございました。こちらについては、継続性の観点から、NGN 上においても公正競争環境を確保していくことが求められており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えるとしております。

続きまして、9 ページ目でございます。意見 2-3、NTT 持株東西からの意見ですが、マイグレーションによる P S T N の移行先は、必ずしも NGN に限定されない。電話時代の競争ルールを NGN に持ち込む必要はないとのご意見でございます。これにつきまして、考え方でございますが、NGN は一種指定設備に指定され、他事業者の事業運営及び利用者へのサービス提供に不可欠な設備として位置づけられているほか、NTT 東西が P S T N から I P 網への移行を責任を持って進めていくとしている中で、基本サービスの継続的提供を担保する基盤となることが想定されている。このことを踏まえ、I P 網への円滑な移行を実現する観点から、今後 NGN が P S T N の基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立つことが適当であるとしております。

つきまして、ページをおめくりいただきまして、11 ページまでお進みいただくと、意見 2-4 がございます。ケイ・オプティコムからの意見でございます。設備事業者、NTT 東西、接続事業者の 3 者間の公平性を担保する必要がある。移行先である I P 網上で、現に設備競争を行っている設備事業者への影響にも十分に配慮すべきとの意見ございました。考え方ですが、同様に、設備競争とサービス競争のバランスをとりながら、具体的な方策を検討することが常に必要となるとした上で、今後の参考とさせていただきます。とさせていただきます。

続きまして、13 ページ、第 1 章 はじめにでございます。意見 2-5 としまして、ソフトバンクグループから、概括的展望をベースで結論を得るのではなく、可能な限り

早期の移行を志向すべきとの意見をいただきました。考え方ですが、概括的展望をベースで得られた結論であるとのこと指摘については、考え方は1-2のとおりでございます。可能な限り早期の移行を志向している視座が必要という点については、答申（案）に示したとおりということで考え方を示しております。

続きまして、14ページ、第2章 ネットワークの在り方について、（1）今後のネットワークの在り方についてのご意見でございます。意見2-6、こちらはソフトバンクグループから、NGNに基幹的なコア網としての役割が期待されていることを踏まえ、競争環境の後退を招かないような政策を実現すべきとの意見をいただいております。同様に、意見2-7としまして、イー・アクセスから、NGNがPSTNの基本的な役割を受け継ぐべきとの意見もいただいております。

これらは答申（案）に賛成のご意見として承っておりますが、この点につきまして、意見2-8としまして、NTT東西から、先ほどと同様のご意見をいただいております。PSTNの移行先は、必ずしもNGNに限定されないという観点から検討を行うべきという意見をいただいておりますので、先にお示ししたとおり、考え方2-3の考え方を書かせていただいております。

続きまして、ページが飛びますが、16ページでございます。（2）検討の基本的視座ということございまして、こちらは答申（案）の中でご審議のとおり、継続性、予見性・透明性、発展性、柔軟性という3つの考え方を掲げさせていただいたところでございますが、意見2-9、意見2-10ともに賛成のご意見をいただいているところでございます。この点につきまして、17ページをご覧くださいと思いますが、意見2-11としまして、NTT東西から、負担軽減のため、経済合理性の観点も基本的視座の1つとすべきとの意見をいただいております。この点についての考え方でございますが、「なお」以下、答申（案）に掲げた3つの基本的視座において、社会的コストの回避等を通じて移行の円滑化を図るべきこと、などがそれぞれ示され、意は尽くされているところであり、「経済合理性」の観点を改めて掲げる積極的な理由はないものと考えております。また、設備事業者への配慮の必要性について、同様の意見をケイ・オプティコムからいただいております。

続きまして、18ページ目でございます。（3）その他の関連ネットワークの移行が与える影響としまして、答申（案）においては、アクセス回線の移行とモバイルの影響につきまして触れているところでございますが、まずアクセス回線につきまして意見を

いただいております。ソフトバンクグループから、意見2-13としまして、メタル回線の巻き取りスケジュールを早期に明確化すべきとの意見をいただいております。イー・アクセスからも同様の意見をいただいておりますが、こちらは答申（案）に賛成のご意見とさせていただきます。

続きまして、19ページでございますが、この点につきまして、NTT持株、東西よりご意見をいただいております。2020年代初頭においても、1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残り、光回線と併存することが見込まれることから、すべてのアクセス回線が光化される前提での議論は不要であるとのご意見でございます。この点につきまして、答申（案）に示したとおり、アクセス回線については、移行の円滑化を図る観点から、関係者が可能な限り早期に当該移行のスケジュールを共有することが必要としているところであり、今後NTT東西から適時適切に情報提供が行われることが適当であるとしております。後ほど、事業者対応でも同様の論点が出てまいりますので、ご紹介いたします。

続いて、20ページの意見2-16、また次の2-17ということで、モバイルの影響の検証をすることが必要であるとのご意見をいただいております。基本的に答申（案）に賛成のご意見として承らせていただければと思います。

続きまして22ページ、NTT東西の概括的展望についてでございます。いただいているご意見ですが、まず意見2-19、テレコムサービス協会から、PSTNからIP網への短期間での移行を目指すべきとの意見をいただいております。またKDDIから意見2-20としまして、アクセス回線の移行計画を早期に開示すべきとの意見をいただいております。さらに、NTT東西から意見2-21としまして、移行計画の詳細が決定次第公表するとともに、計画自体を見直す場合には、内容を速やかに公表するとのご意見をいただいております。いずれも基本的には答申（案）に賛成のご意見として承ります。考え方2-19をご覧いただければと思いますが、答申（案）に示したとおり、移行の円滑化を図る観点からは、可能な限り早い段階から積極的移行を促進するための方策を講じた上で、具体的な移行計画を示すことで、代替サービス等に自主的に移行できる環境に対する利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくとともに、通信プラットフォームのオープン化等の公正競争環境の整備を通じ、ブロードバンドの普及・促進を図っていくことが適当であるとしております。

続きまして、23ページにお移りください。意見2-22としまして、ソフトバンク

グループからのご意見でございます。現在のNTT東西の計画を確定的なものとするべきでなく、移行の早期化を図るべき。その際、総務省が主導的な役割を担っていくべきとの意見をいただきました。基本的には、NTT東西の計画については考え方2-5に示したとおりでございますが、後段の総務省の担う役割については、答申（案）に示したとおり、総務省がNTT東西と関係事業者間の協議に参画するとともに、今後のフォローアップにおいて環境変化の注視や課題の検討等を踏まえ、必要に応じ、適切な対応を講じていくことが必要であるとしております。

これに関連しまして、意見2-23、イー・アクセスから、概括的展望ありきで進めるのではなく、また、経済的効用にも考慮したメタルアクセス網の展望についても速やかに示すべきとのご意見をいただいているところでございます。こちらに関しては、経済的効用を考慮したメタルアクセス網の展望については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

続きまして、3 関係者による合意形成でございますが、まず東北インテリジェント通信から、総務省が引き続きオブザーバ参加することが重要であるとのご意見。また、ケイ・オプティコムから、2-25としまして、関係事業者間の意識合わせを行う場にて検討を進めるべき。全関係事業者の参加及びオブザーバとしての総務省の参加が必要であるとのご意見をいただいております。いずれも答申（案）に賛成のご意見として承らせていただければと思います。

続きまして、25ページ、意見2-26でございます。ソフトバンクグループから、事業者間協議においては、適宜参加者や開催頻度、開催場所等を見直すべき。また、行政と民間の間で有機的な議論推進のサイクルを確立することが必要とのご意見をいただいております。考え方としまして、柔軟な会議運営を通じて、可能な限り多くの関係者が参画できる環境づくりの必要性については、答申（案）に賛成のご意見として承る。行政と民間との間の有機的な議論推進の必要性については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

続きまして、26ページ目でございます。第3章 利用者対応ということで、まず1円滑な移行に向けた取り組みについての意見をいただいております。まず、総合警備保障から、意見2-28としまして、NTT東西による移行情報の公開や代替サービス等の提示、個別協議を通じた課題解決等がタイムリーに実施されることが必要であるとして、賛成のご意見をいただいております。また、ソフトバンクグループから、2-29

としまして、移行スケジュールを策定・周知することに加え、公正競争の促進により、利用者の能動的移行を加速化することが重要との、また賛成のご意見をいただいているところでございます。この点につきましては、NTT東西からも意見2-30としまして、当社は利用者対応において、必要に応じ代替サービスの提案・開発を行うとともに、十分な周知期間をとることにより、責任をもって移行を進めていくのご意見をいただいているところでございまして、答申（案）に示したとおりとさせていただいているところでございます。

続きまして、27ページ目でございますが、2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性についての意見についてでございます。ソフトバンクグループから、サービスの維持・廃止の分類について検証を実施し、予期しない影響を及ぼすことが明らかとなった場合には、直ちに区分を見直すべき。また、分類の基となる考え方を利用者が入手しやすい形で公表すべきのご意見をいただいております。分類の検証については、賛成のご意見として承りました上で、分類の基となる考え方については、情報弱者である利用者等が不利益を被ることがないようにする必要性の観点を含め、趣旨をより明確化するため、答申（案）の内容を以下のとおり修正するというところでございまして、資料8-1の21ページをご覧ください。この点につきましては、こちらにも引き写してございますけれども、利用者が入手しやすい形で公表していくことが求められるという形で、内容を追記させていただいているところでございます。

続きまして、資料8-2にお戻りいただきまして、27ページ、意見2-33でございます。こちらはNTT東西からの意見でございますが、終了する背景となる考え方について、利用者の理解を得られるよう、丁寧に説明していくというところでございまして、基本的に答申（案）に賛成のご意見として承らせていただければと思います。

続きまして、29ページ、3 各サービスに係る課題の総論のご意見としまして、ケイ・オブティコムから、意見2-34をいただいております。移行促進を行う中で、NTT東西の加入電話での独占性が継承されていくことも排除することが重要のご意見でございますが、この点につきましては、公正競争環境の確保に留意しつつ行われることが適当であるとしております。

続きまして、3、（1）移行後も維持されるサービスに係る課題について、NTT東西から意見2-35としまして、移行後も維持されるサービスが、その主要な提供条件に照らし、利用者に利用しやすいものにするように努めるとともに、提供条件を可能な

限りわかりやすい形で提示していく。また、公衆電話についても今後の在り方を検討していくとのご意見をいただいております。賛成のご意見として承っております。

続きまして、30ページ、意見2-36、ソフトバンクグループから、利用者が継続して加入電話相当のサービスを利用できるようにすべきといった意見をいただいております。これにつきましては、2行目以下、答申（案）に示したとおり、代替サービスの提供条件につきまして、NTT東西はその主要な提供条件に照らし、利用者が利用しやすいものに努めるとともに、移行計画の具体化に際し、当該提供条件を可能な限りわかりやすい形で提示することが必要である。NGNにおける競争環境整備に係るご意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいとしているところでございます。

続きまして、（2）廃止されるサービスに係る課題でございますが、テレコムサービス協会から、意見2-37としまして、明確なサービス廃止時期の決定を早い段階で行うべきとの賛成のご意見をいただいております。

続きまして、31ページ、ソフトバンクグループから、意見2-38としまして、代替サービスについては、競争環境下で多様なサービスが選択可能となる環境を整備していくべき。サービスの分類の基となる考え方について公表すべきとのご意見をいただいております。こちらは答申（案）に賛成のご意見として承らせていただいております。同様のご意見は、次のページでございますが、イー・アクセスからの意見2-40、代替サービスとして、多様な主体によって多様なサービスが提供される環境を整備していくことが必要とのご意見をいただいております。また、NTT東西からも、できる限り代替サービスを提供するとのご意見をいただいておりますので、同様に答申（案）に賛成のご意見として承っているところでございます。

お戻りいただきまして、31ページの意見2-39でございますが、こちらはKDDIからご意見でございます。NTT東西は、個々のサービスについての終了時期等の具体的な情報を、早期にわかりやすい形で開示すべき。また、接続事業者が追加的負担なく、これらのサービスを継続して提供できる環境を確保すべきとのご意見をいただいております。答申（案）に賛成のご意見として承らせていただいた上で、利用者への対応の在り方につきましては、代替サービスの開発・提供や情報開示を通じて、利用者の選択を増やしていくことが有効である。また、接続事業者への対応については、答申（案）に示したとおり、公正競争環境を確保していくことが必要であり、今後の参考とさせていただきたいとしているところでございます。

続きまして、32ページ、(3) その他の課題としまして、移行に伴って、光回線の契約が必要となる場合の課題等についてのご意見をいただいております。まず、NTT東西から、意見2-42としまして、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行うとともに、責任をもって利用者対応を実施するとの意見についての考え方としましては、移行に際し、新たに光回線の契約が必要となる場合の対応については、答申(案)の賛成のご意見として承るとしてしております。また、対策困難物件についてもご意見をいただいております。対策困難物件について、DSLサービスで対応可能とのご意見でございますけれども、33ページでございますが、こちらは今後の参考とさせていただきたいとさせていただいているところでございます。

続きまして、34ページにお移りいただきまして、ソフトバンクグループから、意見2-43としまして、原則としてNTTのNGNに收容するアクセス回線は、光回線に限定すべきとのご意見をいただいておりますが、今後の参考とさせていただきたいとしております。

また、イー・アクセスから、意見2-44としまして、公正な競争環境を担保する観点から、競争事業者等を含めた対応を検討すべきとのこととございまして、競争環境下で選択可能となる環境を整備する必要性については、答申(案)に賛成のご意見として承らせていただいた上で、今後の参考とさせていただきたいとしているところでございます。

続きまして、35ページ、第4章 事業者対応でございます。意見2-45としまして、フュージョン・コミュニケーションズから、適切な事業者対応措置を早期に実現すべきとのご意見をいただいておりますが、賛成のご意見として承らせていただいております。

続きまして、NTT東西から、2-46としまして、相互接続に関する課題については、まずは事業者間での自主的な議論、検討に委ねるべきとのご意見をいただいております。こちらにつきましては、考え方、5行目以下ですが、適切な事業者対応措置を講じることが重要となる。総務省及び関係事業者等においては、本答申の内容を踏まえた所要の措置・取り組みを行うことが必要であり、移行の進展度合い等に照らし、新たな課題が生じた場合には、適時適切に答申の整理を見直し、必要な検討を行うことが適当であるとしております。

続きまして、36ページ、1の(1)としまして、コア網のIP網への移行に対応し

たコロケーションルールの在り方、全般についてのご意見としまして、イー・アクセスから、意見2-47をいただいております。既存のコロケーションルールの見直しを検討することが必要とする考え方に賛同ということでございまして、答申（案）に賛成のご意見として承らせていただいております。

続きまして、（1）コロケーションルールの在り方のうち、ア コロケーション設備の減設に対応した電気料算定の見直しについてのご意見をいただいております。まず、イー・アクセスから2-48としまして、電気料の扱いを柔軟化することが適当との考え方に賛同とした上で、部分的な設備撤去を可能とし、実利用に応じた電気料を契約値とする運用をルール化することが必要とのご意見をいただいております。こちらは答申（案）に賛成のご意見として承らせていただいた上で、具体的な方法については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきたいとしているところでございます。

続きまして、37ページをお開けください。NTT東西から意見2-49としまして、他事業者の自己申告値に基づく電気料の負担は、客観性、公正性、適正性を確保できないことから適当でないとのご意見をいただいております。これに対する考え方でございますが、答申（案）に示したとおり、すべての事業者において、自らコストをかけてメーターを設置し、主要電力量を実測することが可能とは必ずしも言えない。また、使用しないスロットに物理的な措置を加えて電気料を算定するという方法についても、必ずしも適当であるとは言えない。なお、客観性、公平性、適正性の観点から検討を行うことが必要であるという点についてはご指摘のとおりであり、NTT東西においては、電気料の扱いを柔軟化する方法について検討を行い、具体的な考え方について、総務省に報告することが適当であるとさせていただきます。

続きまして、38ページ、コロケーションルールの在り方のうち、イ 「6カ月前ルール」の見直しについてのご意見をいただきました。イー・アクセス等から、意見2-50としまして、まず賛成のご意見ということとした上で、転用に要する期間に係る実態に関するデータを開示する必要性についてのご意見をいただいております。この点につきましては、考え方の2段落目でございますが、転用に要する期間に係る実態に関するデータを開示すべきとのご意見については、転用の実態はさまざまであり、すべてのデータを開示することが必ずしも適当であるとは言えない。ただし、妥当性を判断するために必要な情報については、開示されることが適当であるとさせていただきます。

続きまして、39ページ、NTT東西から意見2-51としまして、他事業者のコロケーションの利用実態を改めて把握するとともに、他事業者の具体的な要望を聞きながら検討していくのご意見をいただいております。NTT東西においては、転用に要する期間に係る実態に関するデータを整理するとともに、見直しに関する具体的な考え方について総務省に報告することが適当であるとしております。

続きまして、コロケーションルールの在り方のうち、ウ コロケーションスペースに空きがないDランク時の増設の義務化、また申込手続の簡素化、リードタイムの短縮化についてのご意見をいただいておりますが、まずKDDIから、意見2-52としまして、Dランク（利用不可）となっている収容局ビルについて、賛成のご意見をいただいた上で、電力、空調、中継ダークファイバ、IDF等が確保できない場合も留意が必要であるのご意見をいただいております。こちら、後段につきましては、具体的に審議を行っておりませんので、今後の参考とさせていただきたいとさせていただいております。

同様に、次のページ、40ページに、意見2-53としまして、イー・アクセスから、電力容量Dランクについても対策を講じる必要があるのではないかとのご意見をいただいておりますが、こちらも同様の考え方とさせていただいているところでございます。

続きまして、41ページ、2-54としまして、ソフトバンクグループからご意見をいただいておりますが、申し込み手続の簡素化について、設備入れかえを1件の申請とする等の運用の変更が必要であるのご意見でございます。具体的運用の方法に係るご意見については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

続きまして、2-55としまして、イー・アクセスから、リードタイムの短縮化に関する現状把握について、申込みシステムに関連した費用の同等性が確保されているかといった手続の実態についても、検証が必要とのご意見をいただいております。答申（案）に示したとおり、まずは接続約款に規定されている期間についての運用状況の点について、現状把握することが適当である。ご意見については、今後の参考とさせていただきたいとしているところでございます。

42ページ目でございます。NTT東西から、意見2-56としまして、リードタイムに関する要望については、他事業者から具体的に提示されれば協議するとのご意見をいただいておりますが、NTT東西においては、Dランク局舎の割合等について、総務省に報告することが適当であるとしております。

続きまして、43ページ、(2) マイラインの在り方についてのご意見でございます。フュージョン・コミュニケーションズから、2-57としまして、マイライン相当の事業者間の競争環境が必要とのご意見。また、意見2-58としまして、ソフトバンクグループから、中継電話市場相当の競争環境を維持すべきとのご意見をいただいております。また、次のページでございますけれども、NTT東西からは、意見2-59としまして、IP・ブロードバンド時代にマイラインを導入する意義は乏しく、事業者から意見を聞いた上で検討していくとのご意見をいただいているところでございます。これらマイラインの在り方についての考え方でございますけれども、ページをお戻りいただきまして43ページ、考え方2-57でございますけれども、NGNにおいて提供されるOAB-JIP電話については、距離に依存しない料金体系となっているなど、PSTNとは異なる競争環境となっている。また、今後、IP網同士の直接接続に向けて、事業者間の検討が進められているところであり、まずはユーザニーズ等の状況を踏まえた上で、IP網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当であるとしております。

45ページまでお進みいただきまして、(3) メタル回線コストの在り方についてでございます。まず、KDDIから意見2-60としまして、接続料水準の上昇を抑制する手段を講じるべきとのご意見をいただいております。関連しまして、テレコムサービス協会から、2-61としまして、プライスカップなどの政策は必須とのご意見もいただいております。この点についての考え方でございますが、考え方2-60をご覧くださいいただければと思いますが、答申(案)に示したとおり、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、未利用芯線コストの扱い、メタルの耐用年数、また配賦方法といったコストの検証を行い、さらなる適正化に向けた検討を行っていくことが必要である。また、実績原価方式に関して、メタル回線にかかるコストについては、情報通信行政・郵政行政審議会の答申のとおり、NTT東西においては、一層のコスト削減効果が出るよう努めることが適当とされているとしていただいております。

この点につきまして、意見2-62におきまして、具体的なコスト検証に当たっての具体的なご提案をいただいております。詳細に申し上げますと、イー・アクセスから49ページにかけましてご意見をいただいております。またその後、ソフトバンクグループから50ページにかけまして、それぞれ具体的なコスト検証の提案をいただい

るところでございます。こちらにつきましては、今後の参考とさせていただきたいとしております。

この点についてのNTT東西の考え方は、51ページまで飛んでいただければと思いますけれども、意見2-64でございます。意見2-15で先ほど述べましたが、メタル回線は一定程度残るものと想定しているとした上で、今後接続料が上昇していくことが想定される。メタル回線を利用する接続事業者は、当社と同様、利用に応じて負担すべきとのご意見をいただいております。この点につきまして考え方ですが、メタル回線コストの検証については、考え方2-60、先ほどと同様でございます。マイグレーション時もメタル回線は一定程度残るという点については、答申（案）に示したとおりでございますが、特にその次の段落でございます。2020年代初頭において、一定程度のメタル回線が残る場合においても、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましいとしております。

ページをおめぐりいただきまして、53ページまで進んでいただければと思います。

(4) いわゆる「4年前ルール」の在り方についてでございます。まずKDDIから、意見2-65としまして、アクセス回線に係る移行スケジュールについて、早期に計画が開示されるべき。また、具体的な情報を、早期にかつ分かりやすい形で開示すべきとのご意見をいただきました。この点につきまして、移行スケジュールを早期に明確化する必要性については、答申（案）に賛成のご意見として承らせていただいた上で、後ろから3行目でございますが、具体的な情報を早期にかつ分かりやすい形で開示すべきとのご意見については、今後の検討の参考とさせていただきたいとさせていただいております。

この点につきまして、イー・アクセスから、2-66としまして、予見性・透明性を高める観点から、メタル回線の撤去情報の提供とセットで代替サービスを提示すべきとのご意見をいただいているところでございますが、こちらにつきましては、今後の検討の参考とさせていただきたいとしているところでございます。

また、ソフトバンクグループから、2-67としまして、代替サービスの内容について、早期に提示すべき、メタル回線撤去に係る基本的な方針や撤去基準についても事前に公表されるべきとのご意見をいただいているところでございます。こちらにつきましても、代替サービスの提供可能時期等については、考え方2-65と同じとした上で、

今後の参考とさせていただければと思います。

また、2-68としまして、NTT東西から同様に、メタル回線が1,000万回線以上残ると現時点では見込まれるため、「4年前ルール」を遵守するが、このルールに関わらず、必要な情報を速やかに接続事業者の説明するとのご意見をいただいております。こちらは考え方2-64で先ほどお示ししたとおりでございますが、2020年代初頭において、一定程度のメタル回線が残る場合についても、より具体化されることが望ましい。また、「4年前ルール」については、答申（案）に示したとおりであり、所要の明確化を図ることが適当であるとしているところでございます。

続きまして、55ページ、2 NGNにおける競争環境の整備ということでございます。詳細な論点は第Ⅱ編で行われておりますが、マイグレーションの観点からも幾つかご意見をいただいているところでございます。まず、KDDIから、意見2-69としまして、NGNの各機能への接続料規制は引き続き必要であり、またアクセス回線について、分岐単位接続料等の導入を安易に実施すべきでないのご意見をいただいているところでございます。こちらにつきましても考え方ですが、まずNGNについては、一種指定設備に指定されたものであり、指定の妥当性については、市場実態を踏まえて毎年度検証するとされているところである。現在、これに基づき、必要な規制が課されているところでございます。なお、アクセス回線における競争に係るご意見については、接続委員会において、ご意見に示された内容も参考としつつ、多角的な観点から検討を行うことが適当であるとしています。

続きまして、2の（1）PSTNとNGNにおける公正競争環境の在り方、56ページでございます。こちらは答申（案）においては、NGNまたは光ファイバ回線において実質的な公正競争環境を確保することが必要としている箇所についてでございますが、こちらについてのご意見をいただいております。

まず、テレコムサービス協会から、2-71でございます。現在の電話事業者以外の者が容易に参入できるような新しい接続ルールが必要ということで、今後の参考とさせていただきたいとさせていただいております。

続きまして、ケイ・オプティコムからでございますが、2-72としまして、設備事業者、NTT東西、接続事業者の3者間の公平性担保が重要であり、GC接続類似機能のアンバンドルやファイバシェアリングは実施すべきでないのご意見をいただいているところでございます。次のページ、57ページをご覧くださいと思いますが、イ

ンフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争と、インフラを利用した事業を展開する事業者を含めたサービス競争のバランスをとりながら、具体的な方策を検討することが必要となつた上で、先ほどと同様、接続委員会での議論において参考とすることが適当としております。

続きまして、意見２－７３でございます。フュージョン・コミュニケーションズから、NGNはアンバンドル化、オープン化の要望については、事業者間で協議の上、早期かつ低廉に実現できる方法で対応されることを期待とのご意見でございますが、今後の参考とさせていただきたいとしております。

続きまして、NTT東西から２－７４としまして、規制は最小限とし、イノベーションや新たなサービスの創造を阻害することのないような政策としていくことが重要とのご意見をいただいております。こちらは先に２－６９で述べたとおりでございますけれども、NGNについては、一種指定設備に指定され、現在これに基づき、必要な規制が課されている。答申（案）に示したとおり、NGNまたは光ファイバにおいても実質的な公正競争環境を確保する必要があると考えられるとしているところでございます。

続きまして、意見２－７５としまして、イー・アクセスからのご意見でございます。接続委員会にて建設的な議論が行われ、かつ何らかの解決策が見出せるよう、答申（案）において、本年度中の結論を導き出すとする記載を追記することを強く要望する。光のファイバシェアリングが最も優先して検討されるべき接続形態であることのご意見をいただいております。こちらは５７ページ、意見２－７２で述べたとおりでございますが、接続委員会での議論において参考とすることが適当としているところでございます。

ページをお進みいただきまして、５９ページ、２の（２）NGNにおける伝送機能のオープン化についてでございます。まず、テレコムサービス協会から、意見２－７６としまして、中継局接続方式は、他事業者の負担が大きいことのご意見をいただいておりますが、この点についての考え方は、２段落目以下、答申（案）に示したとおり、中継局接続機能の一層のオープン化を図ることが必要と考えられるとしております。

また、意見２－７７としまして、NTT東西からのご意見です。中継局接続の新たな設定単位の導入等については、具体的な要望を受けていない。具体的な要望があれば検討を進めていく。また、中継局接続のPOIの新設についても、事業者から意見をよく聞いた上で検討していくことのご意見をいただいております。この点につきましては、答申（案）に示したとおり、現在中継局接続機能を利用する接続事業者は存在しないが、

今後 I P 網同士の直接接続が増加すると想定されること等も踏まえ、NGNの中継局接続機能の一層のオープン化を図ることが必要である。また、答申（案）に示したとおり、多種多様な事業者がさまざまな形態で接続を行い、創意工夫を生かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所相互接続点が設置されることが望ましい。積極的な移行を促す観点から、中継局接続機能に係る P O I をあらかじめ増設することが必要であるとしているところでございます。

続きまして、61 ページ、意見 2-78 でございますが、こちらはイー・アクセスから、中継局接続機能のさらなるオープン化を適当とする答申（案）の方向性に賛同のご意見をいただいているところでございます。

続きまして、62 ページでございます。2 の（3）通信プラットフォーム機能のオープン化、意見 2-79 としまして、テレコムサービス協会から、NTT東西が主導してオープン化が可能なインターフェースを公開することが必要とのご意見がございました。NGNにおける S N I に係る通信プラットフォーム機能の一定のオープン化（内容・手法）の検討を進めることが適当であるとしております。

続いて、意見 2-80 としまして、他事業者から具体的な接続要望がない、事業者から具体的な要望をいただき、事業者間でよく話し合った上で、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくという、NTT東西からのご意見をいただいております。この点についての考え方でございますが、2 段落目以下、この点、S N I におけるプラットフォーム機能については、NGNにおける機能に係るアンバンドルの考え方を踏まえつつ、一定のオープン化（内容・手法）の検討を進めることが適当である。また、N N I におけるプラットフォーム機能については、I P 網同士の直接接続が現に検討される中、P S T N において具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当であるとしているところでございます。

続きまして、2-81 としまして、イー・アクセスから賛成意見をいただいております。

続いて 64 ページにお進みいただければと思いますが、2 の（4）NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方ということでございまして、意見 2-83 の部分にもございますけれども、この 3 つの考え方、具体的な要望があること、また技術的に可能であること、過度に経済的な負担がないことに留意と、この 3 つの考え方についての整理が必要としている箇所についてのご意見でございます。

まず、ケイ・オプティコムから2-82としまして、アンバンドルの考え方の柱に、設備競争への影響等に十分に留意を追加すべきではないかとのご意見をいただきました。この点についての考え方でございますが、最後から3行目、設備競争とサービス競争のバランスといった高次の判断要素については、アンバンドルの各考え方を、個別具体的な機能に当てはめる際の前提として考慮されるべきものであるという考え方を示しております。

同様に、意見2-83、NTT東西からご意見をいただいております、65ページでございます。アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案した上で、個別に検討を判断すべきとのご意見をいただきました。考え方ですが、答申（案）に示したとおり、NGNの発展期に移行している現状にあって、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進に関する観点から、NGNの段階的発展に応じたアンバンドルの考え方を整理したものであるとした上で、「なお」以下でございます、答申（案）においても、マイグレーションの進展に適切に対応し、競争環境を一層整備する観点から、その他にも考慮すべき適切な要素があれば、時宜に応じた追加、見直しを行っていくことが望ましいとしており、今後の参考とさせていただきたい。アンバンドルの要否については、今般整理された考え方の個々の機能の当てはめや、これまでどおり個別具体的に行うことが適当であるとしております。

66ページ、イー・アクセスからの意見でございますが、アンバンドルにかかる判断基準を改めて議論したのは有意義なことであり、この判断基準がNGNのオープン化に関する実現に繋がることを期待として、ファイバシェアリングについてのご意見をいただいております。考え方でございますが、2段落目以下、今般整理された考え方の個々の機能への当てはめは、これまでどおり個別具体的に行うことが適当である。ご意見に示された点を含む分岐単位接続料設定の適否に関する決定に当たっては、本答申（案）で整理したNGNの段階的発展に応じたアンバンドルに係る考え方も踏まえつつ、多角的な観点から検討を行うことが適当であるとしております。

続きまして、67ページ、3の（1）ハブ機能の在り方等でございます。まず、東北インテリジェント通信及びSTNetから2-85としまして賛同意見をいただいております。この点につきまして、ハブ機能の担い手についてのご意見をいただいております。すなわち、テレコムサービス協会から2-86としまして、ハブ機能は必須とした

上で、NTT東西が主導的な立場でハブ機能の構築を行うべきとのご意見をいただいております。また、ページをおめくりいただきましてイー・アクセスから、2-87としまして、NTT東西が提供を担うことを原則として、必要な課題の検討が行われることが適切であるとのご意見がございました。一方、KDDIからは、2-88としまして、ハブ機能をどの事業者が提供するか等は、事業者間で十分議論を行った上で決定すべきとの意見がございました。さらに意見2-89としまして、NTT東西から、ハブ機能をどのように実現するのか、だれが主体となって提供するのか等については、関係事業者間の意識合わせの場において検討するとのご意見がございました。

こうしたご意見についての考え方でございますけれども、67ページにお戻りいただければと思います。考え方2-86でございます。2段落目移行、IP網への移行後のハブ機能について、NTT東西が主導的な立場でハブ機能の構築を行うべきとのご意見については、今後の検討の参考とさせていただきたいとしております。

また、ページを進んでいただきまして、考え方2-88でございます。答申（案）に示したとおり、IP網におけるハブ機能の実現に向け、意識合わせの場を含む事業者間協議の場を活用し、早期に検討に着手することが適当であるとしております。また、意見2-89におきまして、県間をまたぐ中継接続についてのご意見をいただいておりますが、5行目以下、この点についての考え方でございます。相互接続点が東京、大阪等に限られることから、当該地点までの専用線の調達等による追加的負担が必要となるとの懸念が示されている。答申（案）に示したとおり、NGNの中継局接続機能に係る相互接続点について、予め増設することが必要としております。

続きまして、69ページ、(2) 緊急通報の扱いについてでございますが、まずSTNetから本答申の考え方に沿った検討を進めるべきということで、賛成意見をいただいております。また、KDDIから、2-91としまして、緊急通報用ISDNの代替手段について考慮されるべきとのご意見をいただきました。また、イー・アクセスから2-92としまして、必要な課題の検討が行われるべきとの意見もいただいております。こういった点につきまして、考え方2-91の2段落目でございます。答申（案）に示したとおり、緊急通報の在り方については、継続性・予見性の視座を重視し、移行の進展に応じ、関係事業者、自治体、緊急通報受理機関のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めることが適当であるとしております。この点に関しまして、2-93におきまして、ソフトバンクグループから、行政がイニシアチブをとり、検討を加速化・

具体化していくことが不可欠であるとのご意見をいただいておりますところ、これについての考え方でございます。答申（案）に示したとおり、総務省は協議の進展を注視するとともに、今後のフォローアップにおいて必要に応じ、適切な対応を講じていくことが必要であるとしているところでございます。

続きまして、71ページ、NTT東西からの意見ですが、今後、警察・消防機関の設備の更改時期に合わせて、ひかり電話対応機器を導入していただくよう説明していく。意識合わせの場において、事業者から意見を聞いた上で検討をするとのご意見でございます。これについても同様に、関係事業者、自治体、緊急通報受理機関のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが適当であるとしております。

次に、72ページ、今度は4としまして、コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱いについてでございます。まずソフトバンクグループから、2-95としまして、まずはNTT東西から、競争事業者への番号ポータビリティから検討すべきとのご意見をいただきました。考え方ですが、2段落目以下、答申（案）に示したとおり、PSTNにおいて実現していた番号ポータビリティについては、今後も引き続き維持されることが求められるとともに、可能な限り早期に0AB-JIP電話において、NTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められる。また、利用者利便の観点からは、競争事業者の利用者が、他事業者へ番号ポータビリティを利用して移転可能とすることも求められるとしております。

続きまして、2-96としまして、ケイ・オプティコムから、双方向の番号ポータビリティの実現があるべき方向性とのご意見をいただきまして、また2-97としまして、NTT東西からも双方向についてのご意見をいただいております。考え方2-96でございますが、答申（案）に示したとおり、利用者利便の向上を図る観点から、競争事業者間相互の番号ポータビリティの実現が求められる。なお、上記に係る0AB-JIP電話の番号ポータビリティの実現に当たっては、コスト面、運用面等を考慮して、その実現方法について検討を行っていくことが望ましいとさせていただいております。

続きまして、73ページをご覧ください。ロケーションポータビリティの拡大についてのご意見でございます。こちらは意見2-98としまして、KDDIから、その拡大を直ちに実現すべきとのご意見をいただいております。同様に、次のページ、74ページでございますが、ソフトバンクグループから、収容局単位から番号区画単位等に広げることは、利用者利便向上の観点から望ましいとのご意見をいただいているところでござ

います。他方、NTT東西からは、続いて2-100でございますが、こちらには多くの課題があることから、双方向の番号ポータビリティを導入する際に、まとめて検討を行うとのご意見をいただいているところでございました。

こういったご意見についての考え方でございますが、また戻っていただいて恐縮ですが、73ページの考え方2-98でございます。答申（案）に示したとおり、ロケーションポータビリティについては、NTT東西の利用者が同一番号を持ち運べる範囲を収容局単位としてきた運用が、競争上有意義との指摘がある。PSTNからIP電話への移行を促進し、利用者利便の向上を図るためには、可能な限り早期にロケーションポータビリティの拡大を図ることが求められるとされているところでございます。

続きまして、76ページまでお進みいただければと思います。第5章 本検討のフォローアップについてということでございまして、こちらは答申（案）の中でも、2012年以降も本委員会を存置した上で、フォローアップを定期的に行うこととしているところでございますが、この点につきまして、2-101及び2-102において、2社から賛成意見をいただいているところでございます。

意見2-103としまして、NTT東西から、半年程度の期間では状況は大きく変わらないため、ある程度の課題が整理された段階で報告したいとのご意見をいただいているところでございます。この点につきましては、考え方ですが、今後のフォローアップは利用実態及び使用環境の変化等について多角的に把握・検証するためのものであり、いたずらに間隔をあけることなく、ある程度定期的に行っていくことにより、機動的に検討を行い得るようにすることが適当であり、半年ごとという例示には一定の合理性が認められると考えられるとしております。

その他、フォローアップで行う議題につきまして、2件参考意見を、2-104及び2-105としていただいているところでございます。以下、第Ⅱ編以降は、競争委員会の関連部分ですので、事務局からの説明は割愛させていただければと思います。以上、長々と恐縮でございましたが、事務局からの説明を終わります。

- 東海主査 ありがとうございます。今回の諮問は、ブロードバンド普及・促進のための環境整備の在り方ということでございましたが、この問題については、片や競争政策という観点、そして一方では、移行の円滑化という観点、2つの議論をしっかりと進めていくことが大切だということから、委員会を2つに分かちまして議論を進めてきたところでございます。たしか6月ごろだったかと思いますが、2回にわたりまして、事

業者の方々のご意見を承る合同ヒアリングを実施いたしました。そのあたりの過程では、どちらかと言うと、個人的な感想でございますが、どういうふうな取りまとめが適切かといったような、少し手探りの状況というのも感じ取れたところでございましたけれども、だんだんと委員各位のいろいろな積極的なご発言をいただきまして、論点整理から、前回の報告書（案）の作成という過程まで、かなり熟した議論をさせていただいて、これを事業政策部会に持ち上げたということがこれまでの経緯でございました。

その過程を経まして、1カ月の間、再び事業者の方々からご意見を頂戴するといったことをこのたび実施したわけでございますが、今日の意見とその考え方のご説明にございましたとおり、両方の委員会のもものが1冊になっているという意味もありますけれども、大変大部なもので、事業者の皆様方の関心が非常に高いということを見てとれると思っております。この委員会といたしましては、電話網からIP網への移行の円滑化という視点での委員会でございますので、その半分の部分のご説明をいただいたところですが、ご意見に対してこういった考え方の整理でよろしいかどうかということについて及びそのことを反映して、答申（案）がこういう整理の仕方でよいかどうかということについて、再び今日ここで各委員のご意見を頂戴したいということでございますので、どうぞご自由にご発言をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○相田主査代理　　では、よろしいですか。

○東海主査　　お願いいたします。

○相田主査代理　　NTTさんが何度か言っている、メタルが残るという話で、どこでするのがいいのか少しよく分からないのですけれども、例えば、19ページの意見2-15というあたりで1つ、すべてのアクセス回線が光化される前提での議論は不要であると書いてある。この言い方の意味も少し分からないのですけれども。要は、前提条件として、これまでNTTさんが光でしかIP電話を提供してなかったという事実がある訳で、だからこそNTTさんが電話網をIP化するというときに、アクセスは光なのだろうと、みんな確信はなくてもそう思っただけでずっとやってきたところで、このNTT西日本さんの真ん中の段落のところで、PSTNマイグレーション時において、メタル回線上でIP技術を使った音声通話を提供することが現実的と考えますと。これは本当に初めて見ることですね。

これは全体的な流れとしては、他事業者さんとの関係とか、この場での議論ということでもって議論は不要であるというようなことをおっしゃっているように見えるのです

けれども、実は利用者にとって一番の問題なので。コア網がIP化された後、メタルの電話が残ると。それから、それは幾らで提供されるのと。ADSLやるとしたときに、そのメタル回線幾らになるのと、そこまでは全部ないかもしれないけれども、とにかくまずは利用者にとって、メタルの電話が残るのか残らないのか、そのメタルの電話というのはしっかりと局給電で動くかどうかということが、まず利用者にとってどのサービスを選ぶかということにおいて非常に大きな問題なので、やっぱりそれをきちんと方針を示す。

後ろにも書いてありますが、これから技術がどんどん変わっていくところでもって、なかなか限定的なことを言うのは難しいという点は、もしかしたらあるかもしれませんが、一方で、途中でNTTさん自身も言うておられるように、モバイルとの関係で、もうブロードバンド接続はモバイル技術でやるから、LTEなりWiMAXでやるから、うちに引いてあるのは、本当に「もしも、はいはい」だけできる電話でいいという人は、結構残ると思います。そういう人たちに対して、やっぱり不確定性はあるにしても、どういうサービスが幾らぐらいで提供できそうなのかということもきちんと示してあげないと、よく分からないけれども、光に移らなければいけないのかと思って光に移って、後で気がついてみたら、メタルのままで、1,700円で電話サービスを受けられたのか、これは損したと思われる人が出てくるというのは、これは非常に不幸なことなので。とにかくこれまでIP電話は光でしか提供されてなかったのに対して、これからどういうするのかということについて、きちんとまずは利用者に向けて示していただきたいというのが、どこかに盛り込んでいただけないかなというのが私の感想でございます。

○東海主査 一番何か本質的に大きな問題を、今ご指摘いただいたような気がいたしますけれども、事務局としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○大内課長補佐 まさにご指摘のとおり、こちらの今回初めて出てくるといいますか、この数字に対してどのように考えるかという点については、考え方2-15、19ページにお示ししているとおり、今後、NTT東西から適時適切に情報提供が行われることが適当であるとさせていただいておまして、まさに相田主査代理ご指摘のとおり、利用者、事業者に対してより具体的な情報開示が求められることが必要であるというふうに我々としても考えておりますので、この記述で足りているかどうかというのはご判断いただければと思いますが、我々の思いとしましても、より一層の情報開示が求められ

るとの考え方は、こちらに一定程度お示ししているのかなと考えているところでございます。

○東海主査 ありがとうございます。どうなのでしょう、この1,000万、2,000万という、こういう数字がNTTから示されたというのは初めてででしょうかね。

○相田主査代理 私の知る限り、初めてだと思います。それから、NTT持株さんのほうには、その数字までしかないのですけれども、NTT東西さんの方は、メタル回線上でIP技術を使った音声通信を提供するまではおっしゃってないのですけれども、することが現実的と考えますというの、これも公式に伺うのは多分初めてだと思いますので、やはりこういうものがパブコメに対する意見というような形でぼろっと出てくること自体、あまり誠実な対応ではないなど。

○東海主査 ということなのですね。

○長田委員 済みません、よろしいですか。全く同じ意見で、ここまでおっしゃるのであれば、ヒアリングの段階でおっしゃっていただければ、もう少しいろいろと質問もできたのと思います。ご指摘の19ページのところでも、当面とか現時点という言葉も出てくるのですけれども、当面を一体どのように考えていらっしゃるかがよく分からないし、我々利用者側からして、1つの問題意識としては、やはり二重コストになるのではないかと。だから、極力積極的移行に加えて、消極的だけれども、この条件ならいいかといって移行を進めておいて、無理やりな移行ではないというか、あまり税金を使わない形での移行を当然進めるべきではないかというのが、今回の流れの考え方だと思うのですけれども、それに対して、何かすごく絶対こういう風に残りますと、一体この数字はどういう根拠で出てきているのかなと思います。

あと54ページのところに、2-68の意見、「膨大なコストをかけて光への強制移行を図るよりも」と書かれています。これも一体どういうところ、どのぐらいの。これは2,000万残ったものを、全部強制移行させるべき数字として2,000万という数字を考えておられているのかどうかもよく分からないし、それに比べて、メタル回線上での音声通信の提供のほうが現実的という、そこもよく分かりません。何となくこういう風に出されてしまうと、そんなに消極的移行の人たちがますます移行しなくていいんだということになるだろうなと思って、これはとても何というか、今回のタイミングで出てきたのは残念だなと思います。ペンシルビルの対応のところもやはり同じように、

対応しなければいけないなと思っていた人たちの勢いを削ぐご意見だろうなと思いました。

- 東海主査　私も全く同じような感覚を持ちます。やはりこういうような報告書（案）、答申（案）の過程、その前にはヒアリングという過程が尽くされているということにも拘らず、今回のパブコメの中でこういう形で具体的な数値やら、その他の少しこれまでの論調と変わった発言、ご意見を頂戴することはどうだろうかという気がいたします。ただ、私どもの役割というのは、基本的にはブロードバンド普及・促進のための電話網からIP網への移行の円滑化という向き、流れを軸にしているという意味において、その整理をしたという意味においては、簡単に言うと、数というのは、おそらくこれからも変わってくる可能性も非常にあると思います。ですから、その数が出たからといって、基本的な私どもの姿勢、向きというものを変更するという意味はあまりないのではないかという気がしております。こういう形での情報開示ということが、もう少し適切な場で、適切な形で、他の事業者の方にも向けて、あるいは利用者にも向けてしっかりとされるべきことだなと思っております。

幸いこの委員会の責務として、答申（案）の中では、一応フォローアップをしていくことになっております。時期はどういうタイミングかというのは、また具体的に詰められていく形だろうと思いますが、その辺りをしっかり検証していくということが役割として与えられておりますので、私はこういったことについても、しっかりと確認をしていくということではいけるかなという気がしておりますけれども、他の委員の方のご意見もどうぞ。

- 井手委員　以前のヒアリングから私も、それから相田委員からも、コア網の円滑な移行ということを議論している中で、アクセス網がどうなるかというのが明確でないと、なかなか議論できないという話はあった訳で、これが私は1,000万とか2,000万というのは、多分過疎地、どうしても光が残るのがこのぐらい、あるいは公衆電話というのが非常に重要だということでこういうのが残っていくというのは、数字はともかくも、大方の予想というのはできた訳ですけれども、こういうアクセス網について、ここでNTTさんが言っているのもわからない訳ではないというのが率直な印象です。

というのは、コア網をどうやって円滑に移行していくかということであり、やはりアクセス網についてはいろんな手段があるので、多分予想がつかない。それから、先ほど言われたように、技術革新というのがあるので、事業者としてもどういうふうに予想し

ていいかというのがわからないというのも、私はそういう風に取り取った訳ですけども。しかしながら、ある程度情報を開示していくということは、やはり必要ではないかとは思いますが。以上です。

○石井委員　私も相田先生、東海先生、長田さんのご意見に賛成でして、今の時点で具体的な数字が出るのであれば、多分もっと早い段階で出せたはずだろうと思います。また、PSTNからIP網への移行の議論だから、アクセス回線が光化される前提での議論は不要ということにもならないだろうと思います。そういう意味でもフォローアップしながら、情報開示が適切に行われているかということは、定期的に見ていく必要があると思います。

○東海主査　私たち、移行の円滑化といっても、決して利用者の方々にみんな光へいきなさいよと推進している訳ではない、そういう報告書ではございませんので。ですから、現実になんかどのような形で利用者の方々のメタルでの利用が残るか、これはもう想定をしている訳ですし、ただし、数としてはそれはなかなかいろいろと難しいところがあるだろうということを申し上げて、整理をしてきたつもりではおります。ですから、もし相田委員が何か、とはいえ、この部分について、もう少し報告書としての整理に何か加えるべき箇所があるというようなことがございましたら、ご指摘いただければと思います。

○相田主査代理　ですから、先ほどの19ページの考え方の2-15のところに書くのがいいかどうか、もうちょっと別の場所がいいかもしれませんけれども、こういうメタル回線上でIP技術を使った音声電話を提供することが現実的とお考えになるのであれば、そのサービスが具体的にどんなようなものになるのかということについて、特に利用者に対して、これはそれこそ移行という観点から、できるだけ早い段階から、概略でもいいから、どういうものになるのかというようなものについて早く。これはだから、考え方2-15のところに書いてあるのは、アクセス回線の移行に関してということなのですけれども、メタル回線上で提供されるIP技術に関する音声電話というものはどういうものであるのかということについても、ここの言い方をすれば、適時適切に情報開示をできるだけ早く行っていただくことが、利用者利便になるということをごまかにつけ加えていただけるといいかなと。

○東海主査　わかりました。おっしゃるとおり、考え方の数行で書かれた部分というのは、全体的な移行のスケジュールの意味についての考え方の整理ですよ。先生のおつ

しゃっているのはわかりました。そういう加えてというようなことで、そのあたり、後に、メタルでのIP電話の提供ということの状況について、今後NTTについてはしっかりと情報開示をしていくべきだとかというような形のものを、どうでしょう、加えていくということで、事務局の方、ご意見はございませんか。

○大内課長補佐　ご指摘の趣旨は了解しましたけれども、例えば、51ページをおあけいただければと思います。まさにご指摘のとおり、何カ所かNTTの想定に対しての考え方を示している箇所があるのですが、その一例としまして、考え方2-64の第3段落目以降でございますが、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましいということで、2-15よりは多少踏み込んだ表現をさせていただいておりまして、どのように利用されるかというこの表現をもって、ちょっと足りなかったかもしれませんが、具体的なサービスのイメージも含めて、その利用実態みたいなものもあわせて情報開示を求めたいという趣旨は、一応盛り込んでおったつもりではあったのですが、ちょっとここまでいかないとわからないというご指摘なのかもしれないので、そこはどのようにすべきかという点については、基本的にご指摘を踏まえて、また主査ともご相談しながら考えたいと思いますけれども。

○相田主査代理　よろしいですか。章立てで言うと、この考え方2-64というのは、第4章 事業者対応というところなので、できれば消費者対応の項目のどこか、あるいは総論のどこかというところで、メタル回線でのIP電話というのはどんなものなのかというのを、利用者にきちんと伝えなきゃいけないという場所でお考えいただければいいかなと思います。

○東海主査　わかりました。どこがいいでしょうね。

○相田主査代理　ただ、先ほどからばらばら見ているのですが、第3章のところにはないとすれば、この前の先ほどの19ページのところぐらいまで戻った方がいいのかなと思います。

○長田委員　利用者対応だと、33ページの雑居ビル、ペンシルビル対応のところ、一応メタル回線を利用したDSLサービスという表現は出てきております。

○相田主査代理　なるほど。やはり何か中では、先ほどの19ページのところが一番いいような気がいたします。

○東海主査　そうですね。両方にかかるのですね。それは事務局の方としては、どうで

しょうか。

○大内課長補佐 総論である19ページのところで追記をさせていただくのが適切かと思えます。

○東海主査 両方にかかりますのでね。さっきおっしゃったとおり、後ろの方で、言葉でフレーズで書いてあったのは確認できましたけれども、もう少し具体的に、そこで書かせていただくというのはどうでしょうか。文章については、ちょっとまた相談させていただきたいと思っております。

他のご指摘はいかがでしょうか。どうぞ。

○長田委員 すみません、質問です。71ページの緊急通報のところなのですが、NTTさんがおっしゃっている、「例えば」のところで、「携帯電話では、送出されている発信側のIDにより」と書いてあるのですが、これは何を意味しているのでしょうか。

○東海主査 番号は何番でしょうか。

○長田委員 71ページの2-94の意見の、NTT西日本の小さいポツの真ん中です、「例えば」というところ。もしお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

○相田主査代理 普通に単に電話番号のことだと思いますけれども。

○長田委員 発信側のIDというのは、携帯電話番号を意味しているということでしょうか。

○相田主査代理 もしかしたら、厳密には多少差があるのかもしれませんが、おそらく基本的には発信者IDというか、発信の電話番号のことだと思いますけれども。

○東海主査 事務局、何かありますか。

○安東課長補佐 もともとの固定電話における呼び返しと異なるやり方が、2ポツのひかり電話ないしは携帯電話というところで例示されております。この携帯電話の項目については、これまでの固定電話のやり方とは異なるものの一例として示されているものでございますけれども、電話番号というよりは、例えば発信者側の事業者の名前、ドコモであるとかイー・アクセスであるとか、そういうもののIDをもとに、受付台側からもう一度1回切って呼び返すというようなやり方なども考えられます。

○長田委員 いわゆる何というのでしたか、ネットワークのIDみたいなものが、緊急通報の時だけ送られていると考えてよろしいのでしょうか。

○安東課長補佐 それだけかどうかは確認をしないといけないところがございます。

○長田委員 そうですね。ここの委員会とは別の関心事になるのですが、これは初めて

聞いた話なので、別の場でも結構なのですが、教えていただければと思います。

○安東課長補佐 送信されるIDの内容については技術的な観点から確認させていただきたいと思います。

○東海主査 よろしく申し上げます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○石井委員 2点ほどあります。39ページの真ん中辺りの意見2-52のところ、KDDIさんの意見で、Dランクとなっている収容局ビルについては、空きスペースだけではなく、電力、空調なども確保できない場合もマイグレーションができなくなる懸念があるという、この場では検討しなかった話が出てきているところについてです。空きスペース以外の要素が円滑なマイグレーションに影響するのであれば、コロケーションルール自体の問題、在り方自体の問題になってくるでしょうから、少なくとも事業者間での協議の場とか、意識合わせみたいなものは、今後必要になってくるのかと思います。

それからもう一つ、68ページの2-88のハブ機能の在り方についてです。これはソフトバンクさんの意見の中で、公正競争への影響という言葉が入っていて、右側の考え方では、「意識合わせの場を含む事業者間協議の場を活用し」と書いてあります。報告書では、社会的責任という観点でまとめられたかと記憶しておりますが、競争に影響するかどうか、意識合わせのところでどういう観点でどこが持つのかという、基本の発想の部分についてのコンセンサスが必要かと思いました。以上です。

○東海主査 事務局何かございますか、ご意見。

○安東課長補佐 まず、2-52の電力その他の空きの問題という点につきましては、これまでのNOIそのほかにおいては出ていなかったものという意味で、今回追加的にお示しいただいている項目でございます。

その上で、2-53のほうで、イー・アクセスにおいても、電力の空きについて、特にDランクになっているところについても対策を講じる必要があるという趣旨のご意見をいただいております。さらに、41ページで、電力容量の枯渇状況ということで、23年10月末現在の事業者に示されているNTTの電力容量におけるDランクの割合をお示しいただいております。「空きスペース」については4から5%程度のDランクがありますよということで、それらについて長期間空きスペースがないままになっていないかなど現状を把握しながら検討していくという整理をいただいております。これに対し、「電力容量の空きがない場合」について、0.1%ないし1%というような数字を見

ながら、具体的にどういふふうに対応していけばいいのかという点は、今回初めて問題の提起をいただきましたので、総務省としても状況を把握しながら、フォローアップに繋げていくような形にさせていただければと思っております。以上のような趣旨で、「今後の参考とさせていただきたい」と書かせていただきました。

もう一つ、2-88のハブ機能におけるソフトバンクグループの公正競争ということでございますけれども、まず意識合わせの場でどういうことを議論するかと申しますと、資料8-1の13ページをご覧くださいと思います。真ん中辺りに事業者間協議の現在までの状況を書かせていただいております。現在12月13日の第4回開催まで累次意識合わせの場が進められているということですが、大変小さくて恐縮でございますが、第4回というところの右の「テーマ」欄に「事業者間の接続形態」という項目がございます。このような場で実際のどういう風に繋いでいくかという議論を行う中で、「つなげ方」の1つとしてのハブ機能も扱うということが想定され得るということでございます。

また、社会的責務との関係で申しますと、ソフトバンクグループのご指摘は、場合によっては、ハブ機能の在り方は社会的責務を超えて公正競争に影響があるのかどうかという点を念頭に置き、「慎重な検討」という言葉で課題を提起されているということです。そもそもハブ機能というのは、ある意味営利ではなくて、社会的な責務で実装しているという議論がなされましたが、それを超えて何かしらの独占であったり、営利の部分であったりということで、公正競争の影響があるかないかという点を提起されているところでございます。ただし、この点はもう少しソフトバンクグループさんからもお話を聞かないと、具体的に何を懸念されているか分からないところがございまして、これは今後のフォローアップの中ではお話を聞いてまいりたいと思っております。

○東海主査　　いかがでしょうか。

○石井委員　　後者の公正競争への影響の方は了解しました。コロケーションスペースの方については、電力は、現在のところ緊急性はないのかもしれないのですが、問題は空きスペース以外の要素が、コロケーションルールの在り方に影響するかどうかというところについて、きちんとどこかで議論なりした方がいいのではないかとございますので、今後の検討の中で配慮していただければと思っております。

○東海主査　　私は技術的なことにそれほど詳しくはございませんけれども、この問題を進めていく上では、かなりいろいろな、どうにも書けない状況というのが幾つか出てく

と思うんです。したがって、我々はそれを想定して、今ここで整理をするというのはなかなか厄介でございますので、そんな意味で、この委員会のフォローアップという機能を、答申の中で加えているということかと思っておりますので、しっかりとそういった今のご指摘のようなことを確認していく作業、行政のご協力も得なければいけないということですが、やっていかなければいけないなということで、よろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○井手委員　これは要望なのですけれども、今回のパブリックコメントを受けて、考え方を懇切丁寧に示されているわけですが、このパブリックコメントを受けて修正したところというと、答申（案）のところで行くと、利用者に入しやすい形でという報告書の中の21ページのところの修正というのが、パブリックコメントを受けて修正されたものというのがあるわけですが、やはり先ほどのメタル回線というのがどの程度残るのかとか、あるいは、どういう形で利用されるのかということを具体化することが望ましいというような文言も、やっぱり報告書の中で書いていただければ、この報告書だけを見る人にとっては、非常にそちらのほうが便利じゃないのかなと。あるいは、報告書で書いてないようなところで、例えば、8ページの意見の2-1のところでも、文章を読めばどこかに書いているのかもしれませんが、考え方で、2-1の一番下のところで、「利用者や接続事業者等の関係者が過度の追加的負担なく、コア網に移行できるようにすることが必要である」という、こういう文言というのは、私がちよっとミスしているのかもしれませんが、答申（案）の中にはあまり書かれてないので、できればなるべく考え方というのは、反映できるものは答申（案）の中に反映していただければ、パブリックコメントだけでも大部なものを、結構いろいろ突き合わせて読むというのも大変なので、これは要望としてお聞きいただければと思います。

○東海主査　今日の段階で、具体的に先生が、どういう問題について答申（案）の中で文言を加えるべきかというものをもちいらしたらご指摘いただければ、今ここで検討して……。

○井手委員　いや、だから、先ほどのメタルがもう少し具体的に示すことが望ましいという文言を、この答申（案）の中に入れる、あるいは、先ほどの2-1の考え方で、利用者や接続事業者等の関係者が過度の追加的負担なく移行できるようにする、こういうことが必要だということ、文章化できるものは答申（案）の中に、今回はもうあれで

すけれども、将来的なものとして、何かパブリックコメントを受けて修正したところが、利用者が入手しやすい形でという、そこだけというのも何かちょっと私としては、パブリックコメントを十分に反映して答申（案）というのを書いたほうがいいのではないかなというのが、希望としてあるということ。

○東海主査 事務局として、どういうお考えをお持ちでしょうか。

○大内課長補佐 ご指摘の趣旨につきましては、例えばですけれども、答申（案）の10ページをご覧くださいますと、こちらで第2段落ですけれども、「以上から」以下ですけれども、「アクセス回線の加入光ファイバへの移行について、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早急に共有した上で、移行の円滑化に向けたさまざまな方策について検討していくことが適当である」という書きぶりがございますけれども、その前の段階から幾つか、アクセス回線について、関係者が青写真を共有していくことの必要性については、何度か述べさせていただいているのかなと思いますし、また、過度の追加的負担なくという部分についても、基本的視座の中での記述ですとか、また、利用者対応の一般論としても、そういった趣旨のことは書かせていただいているとは思いますが、やや目立たないということなのかもしれませんが、基本的にご指摘の趣旨は、答申（案）の中に盛り込まれているのかなと考えておりますけれども。

○東海主査 井手先生のご指摘、基本的にはそういう姿勢だろうと思うのですが、この考え方、ご意見をいただいたものと、それから、考え方の整理というのは、実はこれでこの答申（案）がまとまってしまえば消えてなくなってしまうわけではなくて、その他の委員会等の議論も、あるいは、審議会等の議論もそうでございますけれども、今後の流れの中でこういうものを残しておいて、この部分を生かしながら、いろいろと手当をしていくということが行われてまいりまして、ここに書いたものがすぐ今回の答申（案）にそのまま反映させなければならないものもあるかもしれませんし、そうでなく、少し今後の検討の中でいろいろと参考にさせていただくという意味で回答しているものもございます。それから、この委員会の役割でないものも、ご案内のように、ご覧いただいておりますように混在しておりますので、そういう意味では、今回の整理としては、こういう考え方の整理をさせていただいたけれども、基本的には答申（案）ではおおむね方向性は書いてあるという理解をして、こういう形に整理させていただいているということでございます。

○長田委員 よろしいでしょうか。例えば、7ページの基本的視座の継続性のところに、

2行目、「利用者が過度の追加的負担なく」というような表現が入っていて、これに対して、例えば過度どころか追加的負担もなくしてほしいという意見に対して答えているとか、先ほどのNTTさんのも、アクセスのところもきちんと情報提供してほしいというのに、今すぐはそのことは考えなくて良いという、意見がたぶん出たということで、もともと答申の中に書かれているものに対して追加的な意見が出てきていたというだけで、多分答申のところを変える必要はないのかなと、私も思います。

○東海主査　ありがとうございます。

○安東課長補佐　事務局から1点、形式的なお話でございますが、この20日に事業部会が開催されました、答申（案）をおまとめいただく際の表紙からのお話でございます。答申というところで、答申は以下のとおりということで8-1を引くことになります。なお、これに関して提出されたパブコメないしその考え方は8-2のとおりということで、同じ答申の表の紙が両方カバーするという構成をとってございます。その意味では、この答申（案）と書いてある8-1とパブコメの考え方というところは、審議会として総務大臣に対し一体の答申として示されるという形式となっております。

○東海主査　いかがでございましょうか。

○井手委員　全く問題ありませんので。

○東海主査　はい、どうぞ。

○石井委員　答申（案）に対する意見と、それに対する考え方の資料の中で、参考にしますと書いてあるところは文字通りだと思うのですが、答申（案）に示したとおりと書いてある部分は、これは答申（案）の文章をそのまま引っ張ってきているものなのでしょうか。それとも、パブコメに対する案の方に、もう少し具体的な文章として書いてあるものもあるのでしょうか。

○大内課長補佐　これについては、全体的な編集方針としましては、答申（案）に書いてない新たな事実とか考え方を、答申（案）にあるとおりという形で新たにお示していることはございません。ただ、当然寄せられている意見の問題意識によりまして、多少その問題意識に寄せた回答の仕方という形で、編集上の技術的な修正を加えている部分はございますけれども、基本的には答申（案）にある考え方のうち、関係する部分を抜粋して要約を書かせていただいているということでございますので、そういった点でご理解いただければと思います。

○石井委員　例えば、答申（案）の何ページに書いてあるとか、そういうのを書くとい

うのはいかがでしょうか。

○大内課長補佐 労を厭うわけではないのですが、複数箇所に出てきたりとか、ちょっとまたがっていたりという部分もございますので、全体を書いてみないと、かえって見えにくくなったりする可能性もあるのかなと思いますので、ご意見としては承りたいと思いますけれども、今現時点では、どういう形になるのかというのはちょっと見えにくいところがございますけれども。

○安東課長補佐 また形式の整理としては、枠を頭から順番の第1章、第2章、その中の(1)、(2)という順番でご意見を編集させていただいております。という点で、それに対する答申(案)どおりというところについては、おおむねその枠の中の表現をご参照いただくということで、多少参照する範囲は狭まっているという、そういう作り方になっています。

○東海主査 いかがでしょうか。ご理解いただけますでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○相田主査代理 細かいことでよろしいですか。この資料8-2の37ページの意見2-49、考え方2-49のところ、設備の価値を不可逆的に減じるという点と柔軟性の観点から、必ずしも適当であるとは言えないということで、確認なのですが、現在NTTさんのほうで物理的措置というのは、そういう不可逆な措置を求めているということなのでしょうか。

○安東課長補佐 答申(案)の28ページをご覧くださいませでしょうか。真ん中の(2)主な意見で、このNOIないしはヒアリングなどを通じて、NTT東日本のほうから、考え方の直上のパラグラフで、「コロケーション設備を含む収容局設備の安全性等を維持する観点から」、「最大電力を超過しないよう管理しているため、減設した設備に基づく電力料を算定するとしても、減設したカードに誤って電流が流れないよう『物理的な対応』が必要である」ということを、これまでの競争セーフガード制度において意見として示されております。実際の協議においては、物理的にそのスロットが使えるように壊すという事項を協議の中に盛り込んでいるということがございます。「物理的な対応」ということで、設備の一部を壊してしまった場合には、不可逆的にそのスロットは使えなくなるということになります。

○相田主査代理 いや、セキュリティなんかのときには、ダミーのものを差して、そこにかぎをかけて、ほかのものを差せないようにするとかいうので、私はそういうイメー

ジで思ったのですけれども、ほんとうに壊せと言っているのだとしたら、確かにちょっと適当であるとは言い難い感じですね。わかりました。

- 東海主査　ほかにいかがでしょうか。特にご意見ございませんでしょうか。ただいま大変熱心なご議論をいただきまして、意見と、それに対する考え方につきましては、先ほどご指摘いただいた考え方の2-15でございましたでしょうか、につきまして二、三行ちょっと加えていただく。文章を整理させていただきたいと思いますが、電気通信事業政策部会までの時間が、週末の時間も含めると少し短うございますものですから、内容は大変明快に相田委員からのご指摘で理解をさせていただきましたので、もしお差し支えなければ、事務局と私でご相談させていただくことでお任せいただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

そのようにさせていただきたいと思います。また、本日、ご覧いただいております資料8-1、答申（案）につきましては、特にご修正の意見はなかったと理解をさせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、この答申（案）を、当委員会の検討結果として、12月20日に開催予定の電気通信事業政策部会で報告をさせていただくこととなります。なお、12月20日には、事業政策部会の委員でいらっしゃいます、この委員会では主査代理でいらっしゃいます相田先生からご報告をご説明いただくということにさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次回の日程等について、事務局からお願いをいたしたいと思います。

- 大内課長補佐　次回移行の電話網移行円滑化委員会の開催につきましては、現時点では未定となっております。開催予定等決まり次第、またお知らせをさせていただきますと思います。以上です。

- 東海主査　以上をもちまして、この委員会、とりあえずの整理をさせていただきました。大変大事な問題、積極的に前向きに熱心にご議論いただいて、ご協力いただきましたことを感謝申し上げます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

《以上》